

四日市市露店営業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 1 号

四日市市露店営業等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市露店営業等に関する規則（平成 2 0 年四日市市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

四日市市保健所長 宛て

營業許可申請書（露店・臨時）（新規・更新）

食品衛生法（第55条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

申請者・届出者情報

郵便番号：電話番号：FAX番号：電子メールアドレス：法人番号：申請者・届出者住所※法人にあつては、所在地(ふりがな)(生年月日)申請者・届出者氏名※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名年月日生

営業施設情報

郵便番号：電話番号：FAX番号：電子メールアドレス：施設の所在地(ふりがな)施設の名称、屋号又は商号(ふりがな)資格の種類食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥食品衛生責任者の氏名受講した講習会都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）講習会名称食品衛生責任者養成講習会その他（）年 月 日取扱食品※すべて記載すること。HACCPの取組HACCPに基づく衛生管理HACCPの考え方を取り入れた衛生管理使用水の種類① 水道水（水道水 専用水道 簡易専用水道 ）② ①以外の飲用に適する水（ ）営業を行う期間※臨時営業の場合のみ業態年 月 日 ～ 年 月 日露店営業・臨時営業

申請者・届出者情報

法第55条第2項関係該当には(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。(3) 法人であつて、その業務を行う役員の中に(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。

添付書類

施設の構造及び設備を示す図面施設の写真※露店営業の場合のみ（飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果会場の見取図※臨時営業の場合のみ

営業許可業種

許可番号及び許可年月日営業の種類備考1飲食店営業年 月 日

備考

食品衛生申請等システムへの代理入力（可・否）担当者氏名・連絡先

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市露店営業等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（健康福祉部衛生指導課）